池田　武夫　駒井　松夫　高道　守
西田　健次　龍　英彦
正七位に叙する（各通）
田原　健児　中川　幸久
従七位に叙する（各通）（以上二月九日）
小山　武男
正五位に叙する
井下田　博　大塚　俊臣
中原　早男　新田　和雄
従五位に叙する（各通）
岩崎　正夫　江口　靜治
篠崎　幸子　田上　洋
埴田　健次　松本　武次
正六位に叙する（各通）
池田　正次　石塚　博
井上　辰男　岩井　悟
奥村　俊彦　柁原　民雄
田中　幸夫　服部　龍美
従六位に叙する（各通）
石原　正　上野馬治郎
綱澤　昌永　中野　一
八代　健一
正七位に叙する（各通）（以上二月十日）
（弘前大学名誉教授）
牧野吉五郎
正四位に叙する
（東京大学名誉教授）
佐伯　尚美
従四位に叙する
岡本　幸一
米谷　初平
（茨城県職員）
川口　書史
菅原　信海
茂手木甲壽夫
従五位に叙する（各通）
正八位
佐藤　正起　高橋　喜芳
直田　友之　成瀬己巳男
森川　眞澄　渡邉　昭一
正六位に叙する（各通）
植田　一好　小野　昭士
久保田　宏　櫻井　隆
仙波　義征　鶴岡　英樹
仲田　昌嗣　藤村　正一
古枝　圭司　丸中　政範
従六位に叙する（各通）
青山　清志　岡崎　正幸
土居　英雄　中塚　正
逸見　一雄　米山　豊
正七位に叙する（各通）
内野　慶三　原田　丈夫
従七位に叙する（各通）（以上二月十一日）
加藤　久男
西　修
吉田　勝也

藤浦　照生　山田　馨司
正四位に叙する（各通）
和田　照　枡野　喬
従五位に叙する
大橋　昭一　照井　親資
従六位に叙する（各通）
（准陸尉）
岡本　省三
水谷　隆男
従七位に叙する（各通）（以上二月十二日）
石井　雄一
正五位に叙する
時田　馨　中山　孝巳
正七位に叙する（各通）
丸田　幸生　村田　六輔
従七位に叙する（各通）（以上二月十三日）
宮田　幸雄
従五位に叙する
井上　靜雄　南部　忠重
従六位に叙する（各通）
芦田　章　高木　正尚
正七位に叙する（各通）
滝下　渡　村山　昭三
従七位に叙する（各通）（以上二月十四日）
（茨城県議会議員）
菊池　敏行
従五位に叙する（二月二十六日）
○叙勲
平野　民男
旭日単光章を授ける（二月八日）
宮原　立彦
旭日単光章を授ける（二月九日）
徳嶺　榮行
旭日単光章を授ける（二月十日）
友利　盛雄
尾崎　吉明
山内　三郎
西澤　孝
旭日単光章を授ける（各通）（二月十一日）
幡田信一郎
旭日双光章を授ける（二月十四日）
（茨城県議会議員）
菊池　敏行
旭日小綬章を授ける（二月二十六日）
和田　秀明
瑞宝中綬章を授ける
板橋　徳治　稲野邉義一
鵜川　正義　小田　哲則
加藤　康憲　楠本　明
須藤　仁　高城義太郎
濱野　克則　福田　弘雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩崎　泰敬
小野　五郎
坂本　裕二
高山　義則

（富山県警部）
海江田光夫
武田　晃
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月八日）
木塚　泰弘
瑞宝小綬章を授ける
東　英行　荒木　孝之
高木　專治　辻　彰夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
池田　武夫　小谷　國雄
要藤　達男　龍　英彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月九日）
小川　智博　小山　武男
瑞宝小綬章を授ける
石塚　博　石村　忠雄
池田　正次　柁原　民雄
岩崎　正夫　田上　洋
熊本　正之　田中　幸夫
田口　隆一　田邊　元康
綱澤　昌永　新川　辰二
埴田　健次　服部　龍美
松本　武次
瑞宝双光章を授ける（各通）
石原　正　岩井　悟
上野馬治郎　出口　安治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十日）
（東京大学名誉教授）
佐伯　尚美
瑞宝中綬章を授ける
岡本　幸一
瑞宝小綬章を授ける
植田　一好　川口　書史
高橋　喜芳　仙波　義征
仲田　昌嗣　直田　友之
（茨城県職員）
藤原　晃　古枝　圭司
茂手木甲壽夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
森川　眞澄　米山　豊
瑞宝単光章を授ける（各通）
青山　清志　吉田　勝也
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十一日）
和田　照
瑞宝双光章を授ける
（准陸尉）
岡本　省三
鈴木　光久　堤　哲男
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上二月十二日）
石井　雄一
瑞宝小綬章を授ける
鈴木　勳
瑞宝双光章を授ける

時田　馨　中山　孝巳
丸田　幸生　村田　六輔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十三日）
滝下　渡　村山　昭三
瑞宝単光章を授ける（各通）（二月十四日）

褒賞

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年三月十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

四方　祥樹

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アイルランド国の国祭日につき、三月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成三十年三月二十日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成30年2月21日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31673号	株式会社キープエレガント
東京都知事(1)第31675号	エメラダ株式会社
東京都知事(1)第31676号	大和物産株式会社